

## 加古川市国民健康保険料減免事務運用基準（内規）

平成 23 年 4 月 1 日変更  
平成 31 年 3 月 29 日変更  
令和 2 年 3 月 25 日変更  
令和 2 年 12 月 1 日変更  
令和 4 年 3 月 29 日変更

『国民健康保険条例第 29 条』

『国民健康保険条例施行規則第 22 条』 関係

### 〔第 1 号〕

災害により居住している住宅が 2 割以上の損害を受けた者、床上浸水による損害を受けた者については、災害のあった日の属する月以後 12 箇月の期間に相当する保険料額を減額する。

\* 添付書類 罹災証明等

\* 減免割合

- (1) 損害の程度が 10 分の 5 以上のもの  
全額
- (2) 損害の程度が 10 分の 2 以上 10 分の 5 未満のもの  
10 分の 5 に相当する額
- (3) 損害の程度が床上浸水のもの  
10 分の 2 に相当する額

### 〔第 2 号〕

失業、休業、廃業、傷病、営業不振等により、理由発生日以後 1 年間の合計所得金額（この場合において譲渡所得、一時所得、先物取引に係る雑所得等、退職所得、山林所得は除く。以下において同じ。）の見込額が、その保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額と比べ 5 割以上減少する者については、保険料額を減額する。

\* 添付書類 雇用保険受給資格者証、無職申立書、給与明細書（3 ヶ月以上）、事業収支内訳書（3 ヶ月以上）、年金証書等（可能な限り詳しい資料の提示を求めること。給与収入がある場合は、既に実績がある分は全ての提示を求めること）

\* 判定基準

理由発生日以後1年間の合計所得金額の見込額 $\leq$ その保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額 $\times 1/2$

\* 減免割合

- (1) 保険料の賦課の基礎となった年分の総所得金額等(条例第13条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額。以下において同じ。)が200万円以下の者・・・10分の7に相当する額
- (2) 保険料の賦課の基礎となった年分の総所得金額等が200万円を超え400万円以下の者・・・10分の5に相当する額
- (3) 保険料の賦課の基礎となった年分の総所得金額等が400万円を超え600万円以下の者・・・10分の3に相当する額
- (4) 保険料の賦課の基礎となった年分の総所得金額等が600万円を超える者・・・10分の1に相当する額

\* 適用開始月

● 現年度分 ●

- (1) 7月受付分(当初)

理由発生日の属する月(理由発生日が4月以前の場合は4月)

- (2) 8月以降受付分

- ① 納付通知書発送月受付分で、資格の取得又は所得の把握によりその納期において、給与所得営業所得業務雑所得の勤労所得(この場合において給与所得、営業所得及び業務に係る雑所得をいう。以下において同じ。)に係る所得割が初めて賦課された場合は理由発生日の属する月
- ② 以前からの加入者で当初又は受付月より前の納期において、すでに勤労所得に係る所得割が賦課されている場合は受付月
- ③ ②の場合において、年度の途中で所得更正(修正申告、照会等)によって所得割が増額された場合も受付月

● 過年度分 ●

- (1) 当初賦課時より勤労所得に係る所得割が賦課されている場合

当初の納期限までに受付した場合は、理由発生日の属する月(理由発生日の属する月以降の月に加入の場合は、加入日の属する月)

- (2) 当初賦課時には勤労所得に係る所得割が賦課されておらず、その翌月以降に勤労所得に係る所得割が賦課された場合

勤労所得に係る所得割が賦課されて以降、最初の納期限までに受付した場合は理由発生日の属する月(理由発生日の属する月以

降の月に加入の場合は、加入日の属する月)

- (3) すでに勤労所得に係る所得割が賦課されており、所得更正により所得割が増額された場合

更正後の納期限までに受付した場合は、理由発生日の属する月(理由発生日の属する月以降の月に加入の場合は、加入日の属する月)。ただし、減免の対象となる保険料は、増額となった所得割分のみとし、減免割合は、更正後の総所得金額等で算出する。

※過年度分の納期限が、加古川市国民健康保険条例第 23 条に定める第 6 期の納期限と同じものについて、12 月 31 日までに受付した場合は、その納期限までに申請があったものとする。

\* 所得減少の比較

- (1) その保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額と理由発生日以後 1 年間の合計所得金額の見込額を比較する。

※理由発生日以後 1 年間の合計所得金額の見込額については、その保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額の算出方法に準じる。

- (2) その保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額とその翌年の合計所得(又はその見込み所得)金額を比較する。

※(2) は、営業所得等、理由発生日が明確でない場合に限り適用する。

\* 理由発生日以後 1 年間の合計所得金額の見込額

理由発生日以後 1 年間の合計所得金額の見込額は、既の実績がある月については実績、実績のない月については実績の平均額より算出する。

\* 平均額の算出方法

- (1) 理由発生日以降 1 年間の中で、雇用形態の変更や年金額改定等による収入金額の変動がない場合、以下のとおり平均を算出する。

$$(A/B) \times C$$

A:実績がある月の収入等合計額

B:実績がある月数

C:理由発生日以後 1 年間のうち、収入(見込み含む)がある月数

- (2) 理由発生日以降 1 年間の中で、雇用形態の変更や年金額改定等による収入金額の変動がある場合は、以下のとおり平均を算出する。

$$A + (B/C) \times D$$

A:変動前の実績がある月の収入等合計額

B:変動後の実績がある月の収入等合計額

C:変動後の実績がある月数

D:変動以後、理由発生日以後1年間までに収入（見込み含む）がある月数

(3) 転職等で勤務開始日と締日の関係により、最初の給与明細が1ヶ月勤務分に満たない場合は以下のとおり平均を算出する。

$$A+(B/C)\times D$$

A:最初の1ヶ月勤務分に満たない収入等

B:1ヶ月満額受給の実績がある月の収入等合計額

C:1ヶ月満額受給の実績がある月数

D:1ヶ月満額受給以後、理由発生日以後1年間までに収入（見込み含む）がある月数

#### [第3号]

少年院、刑務所その他これらに準ずる施設に収容又は拘禁されたことにより、給付制限を受けている場合、その者に係る保険料を減額する。

\*添付書類 在所証明書

\*適用月

(1) 入退所日がともに受付日以前の日

入所日の属する月から退所日の属する月の前月まで

(2) 入所日は受付日以前の日だが、退所日が受付日より後の日

① 退所日の記載ありで、その退所日が受付日の属する年度と同年度の場合

(1) に同じ

② 退所日の記載ありで、その退所日が受付日の属する年度の翌年度以後の場合

入所日の属する月から受付日の属する年度末まで

③ 退所日の記載なし（現在入所中等）

入所日の属する月から在所証明書の発行日の属する月の前月まで

#### [第4号]

条例第29条第1項第2号に該当する者について、保険料を減額する。

\*添付書類 資格喪失年月日のわかるもの

\* 適用期間

所得割 . . . 資格取得日以後に到来する納期分  
均等割及び平等割 . . . 資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月  
まで

[全号共通]

(賦課限度額世帯の減免額の算定)

賦課限度額世帯の減免適用にかかる保険料額の算定は、賦課限度額を適用する前の保険料額から減免額を差し引き算定するものとする。

なお、賦課限度額を適用する前の保険料額から減免額を差し引いても賦課限度額を上回る世帯は、減免の対象としない。ただし、同一の世帯において、同時に複数の減免申請があった場合は、それぞれの減免額の合算額により算定を行うものとする。

附則（平成 31 年 3 月 29 日）

(施行期日)

1 この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による変更後の規定は、平成 31 年度現年分以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附則（令和 2 年 3 月 25 日 加保第 4819 号）

(施行期日)

この内規は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。

附則（令和 2 年 12 月 1 日 加保第 7881 号）

(施行期日)

この内規は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 3 月 29 日 加保第 4434 号）

(施行期日)

1 この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による変更後の規定は、令和 4 年度現年分以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例

による。